第14号議案

中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例(昭和 49 年中間市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「9歳」を「15歳」に、「者」を「者。」に改め、同号イに次のただ し書を加える。

ただし、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年中間市条例第19号)の規定により医療費の支給を受けることができるものを除く。

第4条第1項本文中「規定による医療」の次に「(9歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、入院に係るものに限る。)」を加える。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても、改正後の中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例 第2条第1号イの乳幼児及び児童に係る乳幼児・児童医療費の受給資格の認定を行い、 及び受給資格者に対して乳幼児・児童医療証を交付することができる。

本則

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 乳幼児及び児童 中間市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

ア (略)

イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から 15歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、6歳に達す る日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある者で、中間市ひとり親家庭等医療費の支 給に関する条例(昭和58年中間市条例第19号)の規定により医 療費の支給を受けることができるものを除く。

(2) • (3) (略)

(乳幼児・児童医療費の支給)

第4条 市長は、乳幼児及び児童の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療(9歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、入院に係るものに限る。)に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(国

本則

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 乳幼児及び児童 中間市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

ア (略)

1	' 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から	9歳に達する日	
	以後の最初の3月31日までの間にある <u>者</u>		

(2) • (3) (略)

(乳幼児・児童医療費の支給)

第4条 市長は、乳幼児及び児童の疾病又は負傷について、医療保険 各法の規定による医療

に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(国

又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該乳幼児及び児童の保護者に対し、乳幼児・児童医療費として支給する。ただし、第2条第1号イに掲げる乳幼児及び児童にあっては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) • (2) (略)

2 • 3 (略)

又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該乳幼児及び児童の保護者に対し、乳幼児・児童医療費として支給する。ただし、第2条第1号イに掲げる乳幼児及び児童にあっては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) • (2) (略)

2 • 3 (略)